

4つの基本検討項目の検討内容を一覧にしたもの

基本検討項目 「まちづくりを進めていくうえで大切にすること」

大項目	中項目	個別内容
情報	情報の公開・提供	・行政に関する情報が市内外にわかりやすく公開、発信され、市民が容易に入手できること ・市の財政についての情報も公開されること
	情報の共有	・行政に関する一元化された情報を、市民が多様な方法で共有でき、さらに相互に情報及び意見を交換できる場を持つこと
	市民の意見	・市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、それらを公開すること
	説明責任	・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たすこと
教育(人づくり)	学習	・全ての市民が公平で自由に学習ができること ・まちづくりのリーダー(指導者)やコーディネーターを育成すること
	人づくり(人材育成)	・次世代を見据えたまちづくりをし、後継者を育成すること ・人を大切にする心や郷土愛、まちづくりに参加する意識を育てること
市民参加・参画	誰もが参加・参画できる	・市民みんなでまちづくりに参加・参画できること
	意識の醸成	・市民が市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成すること
協働	市民意見を市政に反映させる仕組み	・市民参加・参画の制度をわかりやすいものにし、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できること
	役割と責務	・市民と行政の役割と責務、責務を明確にすること
コミュニティ	信頼関係	・市政運営を透明にし、市民と行政が信頼関係を築くこと
	原則・定義	・協働の原則、定義を明確にすること
歴史・文化	定義	・コミュニティの定義を明確にすること
	交流	・コミュニティ内外の交流を活発にすること
平等	地域の絆	・絆で結ばれた地域社会づくりをすること
	参加・参画	・全ての市民が平等にまちづくりに参加参画する権利を持つこと ・意見は全て平等であること
安全・安心	まちづくり	・全市民的に平等なまちづくりを行い、且つ各地域の特色も活かすこと ・市民と行政が平等であり、信頼関係を持つこと
	差別がない	・あらゆる差別がなく、人権が尊重されること ・ハンディのある人や老人、子どもを大切にすること
住みやすさ	防災、防犯	・地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災・防犯対策をしていくこと ・災害時の情報が、市民まで正確に伝達されること
	生活	・女性や子どもの心と身体を守っていくこと ・子育てや老後について、安心して過ごせるまちづくりを行うこと
環境	定住性	・住みやすさの指標にもとづいて、長く住み続けられるまちづくりを行うこと
	生活環境	・働く環境や福祉を充実させること
共通認識	生活環境	・「ゴミを出さない」、「ゴミの再使用」、「ゴミの再利用」をさらに推進していくこと ・食の安全を確保すること
	景観保全、保護	・自然環境、景観を保全、保護すること
男女共同参画	意識の醸成	・情報を共有することにより、まちづくりについての共通認識を持つこと ・市民相互の連帯感を持ってまちづくりを行うこと
	地域社会	・老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うこと ・地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進すること
評価	地域間交流	・情報発信により、市内外の地域間交流を活発にすること
	世代間交流	・世代間交流を活発にすること
その他	評価への的確な対応	・状況の変化に応じた事業評価をすることにより、納税者でありまちづくりの主役である市民が満足するまちづくりを行うこと
	第三者評価	・市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うこと
自治基本条例の尊重	住民投票制度	・住民投票制度をルール化し、住民意思を直接的に確認できるようにすること
	地域自治区、地域協議会	・地域自治区の位置付けを明確にし、地域協議会の設置期間についても協議していくこと
自治基本条例の尊重	まちづくり	・広い視野、展望に立ち、合併してよかつたと思えるまちづくりをすること
	自治基本条例の尊重	・個別条例、規則等の制定に際し、自治基本条例を最大限に尊重すること

基本検討項目 「まちづくりの主体(担い手)」「まちづくりの主体(担い手)の役割と責務」

主体	内容	
市民(個人、NPO、企業)	役割	・まちづくりに参加、参画する ・まちづくりの主体として、自分たちのまちを自分たちでつくる ・発言と行動に責任を持つ ・市長、市議会議員を的確に選ぶ ・決められたルールを守る ・行政と市議会を監視する ・市民同士、お互いに思いやる ・協働の担い手となる ・コミュニティの形成に努める ・情報を取捨選択する能力を身につける
	責務	・しっかり納税する ・開示された情報については守秘する ・自分から必要な情報を得る
行政	責務	・情報提供、情報公開をする ・公平な行政運営をする ・経営責任を持つ ・説明責任を果たす ・市民の生命、財産を守る ・市民の声を組織として受けとめ、市政に反映させる ・現場を見て仕事を進める ・市民と協働してまちづくりを行う ・専門的知識を持つ職員を養成する ・まちづくりに参加できる機会や手段を提供する ・まちづくりの担い手が能力を発揮できる環境や体制・を作る ・スピーディーな行政運営、対応をする ・自分から進んで地域全体を考えていく
	責務	・行政を監視する ・市民と行政の橋渡しになる ・政策を立案する ・自らの発言と行動に責任を持つ ・市の発展と未来の展望を考える ・市民に開かれた議会を心がける ・動いて、視て、聞いて、考える ・選挙における地域との約束を果たす ・議員活動と議会活動を区別する ・市民全体の代表という意識を持つ ・市民の安全・安心を確保する

基本検討項目 「まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」

大項目	中項目	個別内容
市民参加・参画		・市民が市政及び地域のまちづくりに参加・参画できるようにする
住民投票制度		・住民投票制度を設ける
情報	情報公開	・行政が市民に市政に関する情報を十分に公開する
	情報入手	・市民が、必要な情報を簡単に入手できるようにする
	情報共有	・市民と行政が情報を共有する
	情報保護	・個人情報を守る
	情報の区分	・情報の提供及び非提供、公開及び非公開を決める仕組みを明確にする
市民の権利、義務、責務	情報伝達	・行政から市民への情報伝達の手段を明確にする
		・市民の権利、義務、責務を明確にする
コミュニティ		・各種コミュニティのあり方、位置付けを明確にする
行政の役割と責務		・行政の役割と責務を明確にする
市議会の役割と責務		・市議会の役割と責務を明確にする
協働		・協働の目的、理念、あり方を明確にする
市民意見		・市民の意見を市政に反映させる
評価		・市政をわかりやすく評価する
男女共同参画		・男女共同参画社会を推進する
財政	財政運営への参加・参画	・市の財政運営へ市民が参加・参画できるようにする
	財政負担	・市と市民の財政負担の分担を明確にする
環境	健全財政	・市の財政を健全化させる
	自然環境	・環境や自然を守る
安全・安心	生活環境	・ゴミを減らす
		・あらゆる分野で市民が安全・安心に暮らせるようにする
自治基本条例の位置付け、改正手続	位置付け	・自治基本条例の位置付けを明確にする
	改正手続	・自治基本条例の改正手続を制度化する
歴史・文化		・伝統・文化を守り伝え、地域資源を生かす
人材		・まちづくりのリーダーやコーディネーターを育成する
行政の監視		・市民が行政を監視する
交流		・市内各区・地域の交流を活発化させる
平等		・心理的・精神的な自由を保障する
通学区域(過疎化防止)		・過疎化に歯止めをかける
地域内分権		・地域内分権のあり方を明確にする
発言、行動への責任		・発言、行動に責任を持ち、お互いを尊重しあう
地域格差		・地域格差を是正する
市議選		・市議選の広報をテーマ制にするなど、わかりやすくする
パブリックコメント		・パブリックコメント制度を条例化する
景観・土地開発		・景観・土地開発をルール化する

項目名ではなく、内容で関係するものを線で結んだもの

(参考)
先進他市町村条例(ここでは3市区町を抽出)の項目

(項目の順番はニセコ町条例の項目の順番を基準)

項目	先進事例	ニセコ町基本条例	杉並区基本条例	大和市基本条例
前文				
目的				
基本理念				
情報				
参加・参画				
市民の権利、義務、責務				
コミュニティ				
行政の役割と責務				
議会の役割と責務				
協働				
財政				
評価				
住民投票				
他の自治体との連携				
条例制定等の手続				
この条例の位置付け				
この条例の検討及び見直し				
事業者の権利と責務				
総合計画				
(厚木基地)				

は、現時点で基本検討項目 に大項目として反映されていないもの